

## 公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローウェブサイト・バナー広告掲載要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー（以下、ビューローという。）が有するウェブサイトを広告媒体として活用し、民間企業等のバナー広告などを掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 ビューローが有するウェブサイトへのバナー広告などの掲載は、ビューローの新たな財源を確保し、もってウェブサイトの掲載内容の更新・充実を図ることを目的とする。

### (広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載を行わないものとする。

#### (1) 業務又は事業者に係る範囲

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業又はそれに類似するものに係る広告

イ 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に係る広告

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）による再生手続、更生手続又は破産手続中である者の広告

エ 商品先物取引に係る広告

オ 法律に定めのない医業類似行為を行う者の広告

カ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者の広告

キ 日本標準産業分類において次に掲げる業種に分類される者の広告

(ア) 専門サービス業中の興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）

(イ) その他の生活関連サービス業中に分類されないその他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業に限る。）

(ウ) 娯楽業中のパチンコホール、ゲームセンター（スロットマシン場に限る。）その他遊戯場、芸妓業。

(エ) その他の事業サービス中の民営職業紹介業（芸妓周旋業に限る。）及び他に分類されないその他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）に限る。）

#### (オ) 宗教

ク その他各種法令等に違反している者の広告

#### (2) 広告の内容に係る範囲

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- エ 政治性のあるもの
- オ 宗教性のあるもの
- カ 社会問題についての主義主張
- キ 虚偽・誇大であるもの
- ク 著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- ケ 個人又は法人の名刺広告
- コ 他をひぼう、中傷するおそれがあるもの
- サ 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- シ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(3) その他広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不相当であると認められる広告

- 2 ウェブサイトに掲載するバナー広告などからリンクを張る場合、リンク先はその広告を掲載する者のウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。

#### (広告掲載の決定)

第4条 ビューロー事務局長は、ビューロー事務処理要綱第7条第2項別表1の27及びこの要綱に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。また、広告審査の諮問機関を必要に応じて設置する。

#### (広告主の責務)

第5条 バナー広告掲載に係る契約を締結したもの（以下「広告主」という。）は、名古屋市公式ウェブサイト、バナー広告表現ガイドラインを遵守し、広告の作成、デザイン、内容（広告のリンク先の内容を含む。）その他当該広告に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

#### (協議)

第6条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、ビューローと広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### (その他)

第7条 その他広告掲載につき必要な事項はビューロー事務局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年8月25日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。